

「東京都パートナーシップ宣誓制度」を よりよく知るためのハンドブック



このハンドブックでは、2022年11月1日に運用が始まる
「東京都パートナーシップ宣誓制度」の概要やQAをまとめております。
ご一読の上、当制度へのご理解を少しでも深めていただけると幸いです。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」を
よりよく知るためのハンドブック

令和4（2022）年9月30日 東京都総務局人権部
東京都新宿区西新宿2-8-1
電話：03(5388)2337/FAX：03(5388)1266



詳しく知りたい方は 東京都総務局人権部HPまで

東京都パートナーシップ宣誓制度



“自分らしく”を、この街で。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」が始まります。

「大切なパートナーと人生を過ごしたい」

一人ひとりの顔が違うように、
誰かを想う心の形も、人それぞれです。

多様な人々が共に暮らす東京という街で、
お互いの“違い”を認め合うことが出来たなら。

2022年11月1日。“多様な性”への理解を深めて、
“性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくり”につなげる制度
「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が始まります。

「インクルーシブシティ東京」に暮らす一人ひとりが、
他の誰でもない、“あなた”らしい人生を過ごせますように。



© iStock

「東京都パートナーシップ宣誓制度」をよりよく知るためのハンドブック

目次

第1章 知っておきたい、性のこと	4
「性のあり方」はグラデーション	5
「性」を構成する4つの要素	6
性のあり方（セクシュアリティ）をあらわす表現	7
性的マイノリティの方々が直面しやすい困りごと	8
私たちにできること（アライであるために）	10
第2章 東京都パートナーシップ宣誓制度とは	11
制度の概要	12
手続きの概要	13
受理証明書の内容	14
第3章 制度が始まると、何が変わる？	15
制度の意義（誰もが暮らしやすい街へ）	16
受理証明書の活用について	17
第4章 制度にまつわるQ&A	18
制度の意義や趣旨について	19
性の多様性について	20
制度への理解・協力について	21

第1章

知っておきたい、性のこと

性のあり方はグラデーション

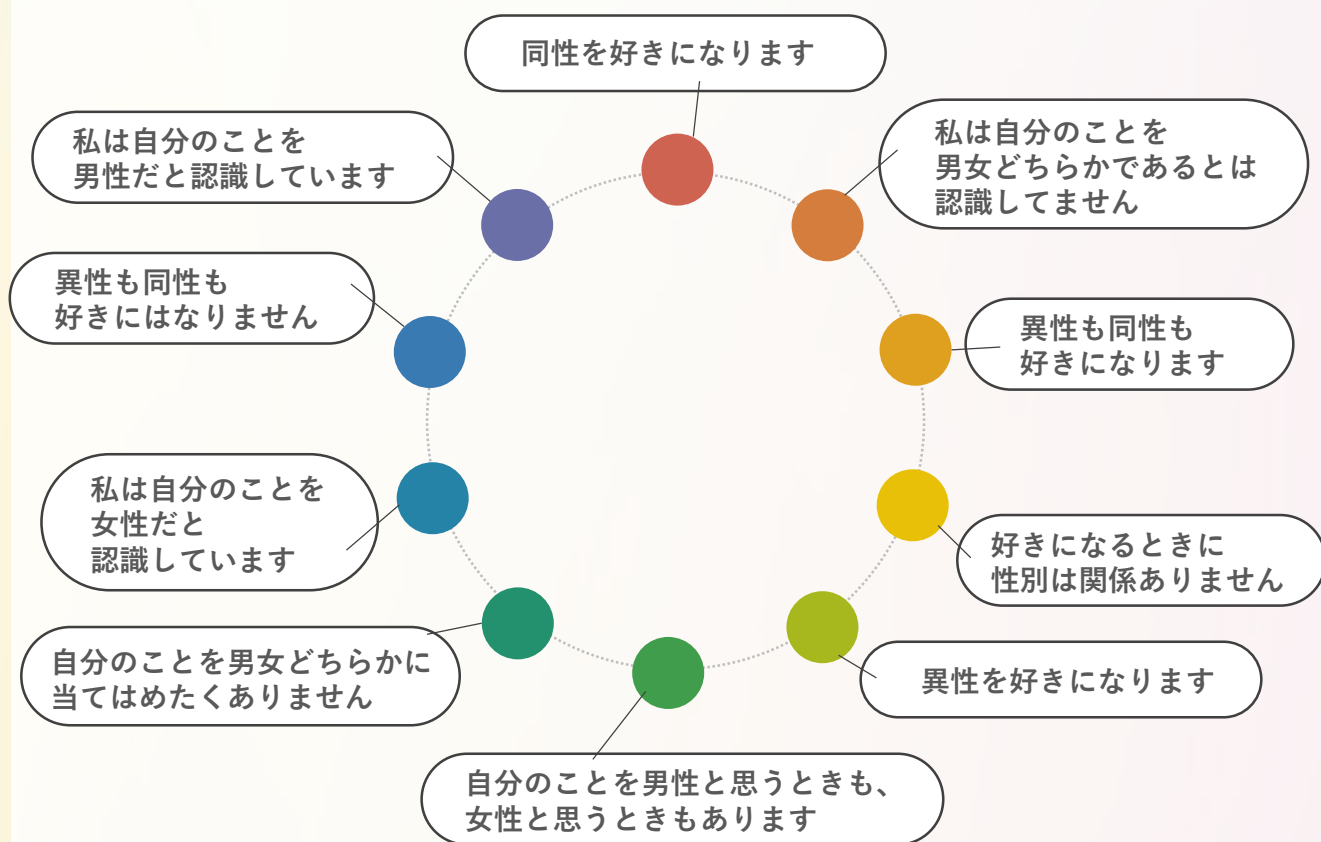
性自認や性的指向は、人間が本来持っている多様性の一つです。

しかし世の中においては、依然として

周囲の無関心や偏見や差別的取扱いなどが見受けられます。

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す
条例を制定し、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに
性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図ることとしています。

性自認や性的指向が人それぞれであることを尊重し、
誰もが自分らしく生き生きと活躍することで、一人ひとりが輝く社会になっていきます。



「性」を構成する4つの要素

性のあり方（セクシュアリティ）は
主に4つの要素の組合せによって形づくられていますが、この組合せは多様です。

①身体的性別（身体性の性）

性に関する身体づくりや
身体的・生物学的特徴などを言います。

②性自認（自認する性）

自分の性をどう捉えているかを指します。

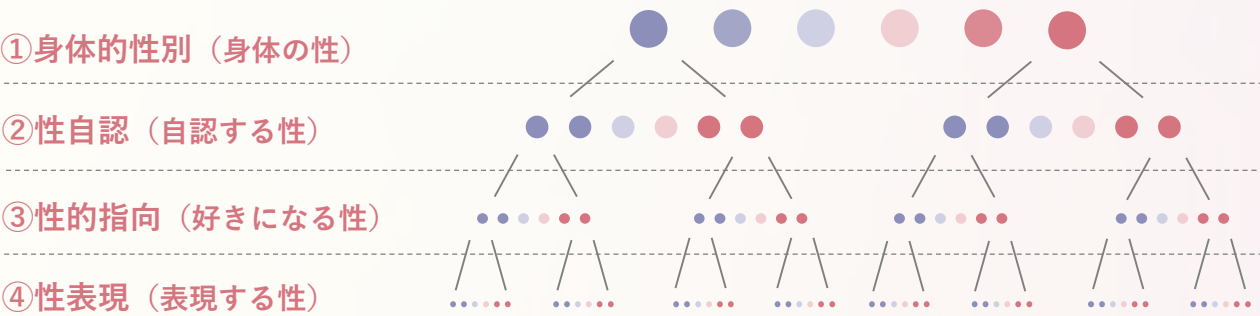
③性的指向（好きになる性）

恋愛感情がどの性別に
向くか向かないかを表します。

④性表現（表現する性）

言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現しているかを表します。
必ずしも性自認と一致するとは限りません。

性を構成する
4つの要素



「性のあり方」は、これらの要素が複雑に絡み合って形成されています。

性のあり方（セクシュアリティ）をあらわす表現

SOGI（ソジ）とは

「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、全ての人の性のあり方（セクシュアリティ）を人権として考えていく際に使われます。「性表現」（Gender Expression）からEを取ってSOGIE（ソジイー）とする場合もあります。

性的マイノリティとは

「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々は、性的マイノリティあるいはLGBTなどと呼ばれています※。

※本冊子では「性的マイノリティ」に統一して記載します。

LGBTとは

LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字からなる言葉です。「性的マイノリティ」と同義の言葉として「LGBT」が用いられる場合もあります。

性的指向 (Sexual Orientation)

L

Lesbian

レズビアン

女性同性愛者

G

Gay

ゲイ

男性同性愛者

B

Bisexual

バイセクシュアル

両性愛者

性自認

(Gender Identity)

T

Transgender

トランスジェンダー

出生時に割り当てられた
性と異なる性で生きる人、
あるいは生きたいと望む人

日本国内における性的マイノリティの方々の割合は、
およそ5～10%と言われています（左利きの人々と同程度の割合）。

性のあり方はグラデーションであり、
ここに紹介している用語だけで全てを網羅できるものではありません。
まずは、「性のあり方の多様性」を知り、互いに尊重することが大切です。

性的マイノリティの方々が直面しやすい困りごと

性的マイノリティの方々が身近にいると想定されていない社会では、日常生活の様々な場面で困り事に直面することがあります。

教育

様々な調査によると「LGBT 等の正しい知識を持ってもらうための教育者の肯定的な視点が必要」という結果も出ています。

制服をはじめとした様々な男女分けが苦痛だった。学校に居場所がなく不登校になった。

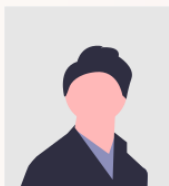
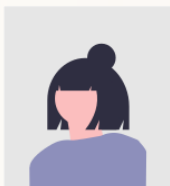
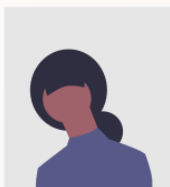
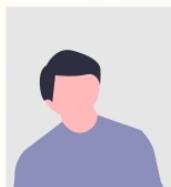
クラスメイトの前で先生に「オカミみたいだな」とからかわれ、とても傷ついた。別の先生にも相談できなかった。

求職・就労

求職時にセクシュアリティに由来した困難を経験した人や、就職後も職場でのハラスメントを経験している人が多くいます。そのような就労における難しさが、経済的困難にもつながることもあります。

就活の際、男女別のリクルートスーツや履歴書・エントリーシートの性別欄が障壁となったが、どこに相談していいかわからなかった。

福利厚生の『配偶者』や『家族』に同性パートナー、その親、その子供が含まれないので、家賃手当、介護休業、育児休業など、必要な制度を利用できない。



性的マイノリティの方々が直面しやすい困りごと

医療・福祉・健康問題

病院での様々な手続（面会・入院や手術の同意書のサイン等）や介護などの面で不安と困難を感じることがあります。また、性的マイノリティは、自殺のハイリスク層であるとも言われています。

病院で同性パートナーの病状告知の場で「家族でないから」と同席を断られた。

望む性別で高齢者福祉施設に入居し、介護・医療を受けられるかなど、老後を考えると不安はつきない。

DVの電話相談に被害の相談をしたら、声が低いことからいたずら電話だと思われ切られてしまった。

セクシュアリティを理由に何回も自傷を繰り返していたが、その理由は誰にも言えなかった。

住宅・災害時の対応

公営住宅への入居制限や民間賃貸住宅への入居を断られるなどのことがあります。また、災害などの非常時には性的マイノリティの方々を含め、様々なマイノリティの方々の困難が浮き彫りになりやすいと言われています。普段から誰も取り残さないという視点で非常時への備えをしておくことが重要です。

同性パートナーと公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないという理由で拒否された。

服、下着、生理用品、ヒゲソリなどの男女別になっている支援物資は、必要があってももらいづらく、周囲の目も気になる。

避難所も仮設住宅も世帯ごとに取り扱われるため、同性パートナーと一緒に利用することができるか不安。

私たちにできること（アライであるために）

性的マイノリティに対する理解と支援の意志を表明している人のことを
アライ（Ally）といいます。

アライであるために、今日からできることはたくさんあります。

知る・考える

- ・ 性のあり方が多様であることを、映画や本、講演などを通して知る
- ・ 自分の身の回りの環境が、多様な性のあり方を前提としているかどうか振り返る

変わる

- ・ 性的マイノリティの方々に対する差別的な言動を見かけたら注意する
- ・ 性別を限定する表現を使わない
- ・ 男女分けや決めつけをできるだけ無くす

伝える

- ・ 6色のレインボーグッズを身につけたり、置いたりする
- ・ 性的マイノリティのニュースや話題を日常的に取り上げ、肯定的に伝える

※ 6色のレインボー（赤・橙・黄・緑・青・紫）は、
性的マイノリティに理解があることの国際的な象徴とされています。



第2章

東京都パートナーシップ宣誓制度とは

制度の概要

パートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。都内でも16自治体※が同様の制度を導入する中、都は全国の自治体で初めて、届出から発行までオンラインで実施します。

都は、日常生活の様々な困りごとの場面で受理証明書が活用されるよう取り組んでいきます。

※2022年9月現在

パートナーシップ関係とは？

双方またはいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）であり、人生のパートナーとして相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二人の関係を指します。

名 称	○ 東京都パートナーシップ宣誓制度
根 拠	○ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
対 象	○ パートナーシップ関係にある二人
概 要	○ 手続の概要は以下のとおりです。 - 制度対象である二人が、知事に対して、 パートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出 - 知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を交付 - 受理証明書は都民サービス等の利用時に活用 ※ 制度利用者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる 仕組みとするため、希望に応じて受理証明書の特記事項欄に 「子の名前」を記載することができます。 ○ 手続は、原則オンラインで完結します。 ○ 婚姻制度とは異なり、法律上の効果は生じません。
受 付	○ 2022年10月11日（火）14時～受付開始 ※運用開始日：2022年11月1日（火）

東京都パートナーシップ宣誓制度とは

対象者の要件は？

本制度の対象者は、以下1から3までの全ての要件を満たす必要があります。

1	「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者である」と宣誓したこと。
2	以下の <u>全ての条件</u> を満たしていること。 ○ 双方が成年（満18歳）に達していること。 ○ 双方に配偶者(事実婚を含む。)がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。 ○ 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。 (パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く)
3	以下の条件を満たしていること。 ○ 双方又はいずれか一方が都内在住、在勤又は在学であること。 都内在住については、双方又はいずれか一方が届出の日から3か月以内に都内への転入を予定している場合を含む。

※ 上記の要件を満たしている方であれば、国籍は問いません。

手続きの概要

受理証明書の内容



交付番号
お二人の氏名
及び生年月日
届出年月日
交付年月日 等

宣誓・届出

- パートナーシップ関係にあるお二人が、オンラインで必要書類を提出
 - 東京都は、提出内容に不備が無いことを確認の上、受理証明書をオンラインで交付
- ※ 希望に応じて、特記事項欄に「通称名」や「子の名前」の記載も可能

パートナーシップ関係



変更届

住所等の変更
または死亡時は
届出が必要

受理証明書再交付

利用者の申請により、
最新の日付を受理証明書を
オンラインで交付

その他の手続き

- パートナー関係を解消した場合は、届出が必要
 - 転居、転職または卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合は、届出が必要
- ※ いずれの手続きも、どちらか一方からの届出で可

受理証明書

受理証明書とは、パートナーシップ関係にあるとの宣誓・届出を都が受理したことを証明するものです。受理証明書には、以下の内容が記載されます。

交付番号

東京都パートナーシップ宣誓制度
受理証明書

お二人の氏名・生年月日

東京都は、上記の両名から●年●月●日付けでパートナーシップの届出があり、●年●月×日付けで受理したことを証します。

交付年月日
東京都知事名

※証明書についての注意事項

特記事項欄
(通称名、子の名前等)

1. お二人の氏名（戸籍名）と生年月日が記載されます。

2. 本文には、以下の内容が記載されます。

- ・東京都は、パートナーシップ関係にあるお二人から届出を受理したことを証明
- ・お二人から届出があった年月日及び都が届出を受理した年月日

3. 交付年月日と東京都知事名が記載されます。

4. 証明書の提示を受けた方向けの注意事項が記載されます。

- ・本証明書は、お二人が人生のパートナーであると都に届け出られたことの証明であること
- ・本証明書の提示を受けた方は、ご本人の同意なく口外しないようにしていただきたいこと

5. 特記事項欄には、以下の内容が記載されます。

- ・希望に応じて、通称名や子の名前・生年月日が記載されます。
- ・お一人がお亡くなりになった際は、お亡くなりになった年月日が記載されます※。

※届出が必要

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります

※ 受理証明書の活用については、17ページをご覧ください。

第 3 章

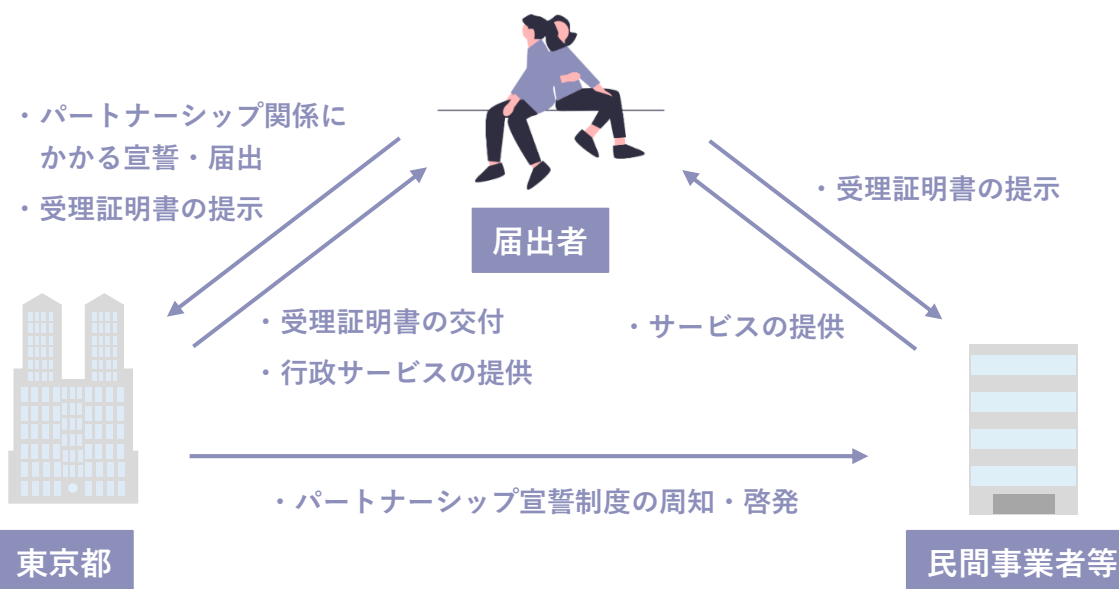
制度が始まると、何が変わる？

誰もが暮らしやすい街へ

この制度により、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになります。

法律行為である婚姻とは異なり、パートナーシップの宣誓により法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により、多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

宣誓制度イメージ図



※受理証明書の提示を受けられた方は、制度の趣旨を踏まえ、日々の生活におけるご配慮や、企業の事業活動で活用いただくなど、ご協力をよろしくお願いいたします。

受理証明書の活用について

都は、日常生活の様々な困りごとの場面で受理証明書を活用いただけるよう取り組んでいきます。



- ・都が提供する都民向けサービス事業において活用を図ります。
- ・都職員の福利厚生制度等における活用も検討します。
- ・都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図ります。

詳細は、東京都総務局人権部ウェブサイトをご覧ください（順次更新します）。

民間事業者の皆様へ

受理証明書の提示を受けられた際は、制度の趣旨を踏まえ、日々の生活におけるご配慮や、企業の事業活動で活用いただくなど、ご協力をよろしくお願いいたします。受理証明書の活用例等は以下のとおりです。

福利厚生への活用

多様な人材が活躍できる職場環境の整備を進めていく一環として、パートナーシップ関係にある社員に、配偶者を対象としていた福利厚生が適用されるよう取り組んでいる例もあります。

顧客サービスへの活用

性の多様性への配慮の観点から、パートナーシップ関係にあるお二人にも、カップル等を対象としたサービスを提供する取組を行う企業もあります。

性の多様性に配慮したサービス提供の例

- ・賃貸物件の紹介における性の多様性への配慮
- ・診療情報や面会の機会などにおけるパートナーへの提供
- ・携帯電話などの家族を対象とした割引の適用
- ・生命保険の受取人の指定
- ・自動車保険の特約等におけるパートナーの適用
- ・損害保険の補償の範囲におけるパートナーの適用
- ・住宅購入時のペアローンの利用

第4章

制度にまつわるQ&A

①制度の意義や趣旨について

Q：今回、なぜ制度を新設するのでしょうか？

社会における多様な性への理解は進んでいる一方、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあるとの声を伺っています。都は、本制度導入により、これらの困りごとの軽減につながると考えています。

Q：性的マイノリティの方々の「パートナーシップ関係に係る生活上の困りごと」とは具体的にどのようなものなのでしょうか？

例えば、住宅を賃貸・購入する際に、性的マイノリティのカップルであることを理由に入居を断られることや共同でローンを組むことができないといった事例のほか、医療機関においてパートナーシップ関係の説明に困難があったり、家族として扱ってもらえず病状説明を受けられない・手術同意ができないといった状況があります。

Q：この制度は、同性婚とは違うのでしょうか？

婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、本制度は、都条例（東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号））に基づく、婚姻制度とは別のものとして構築された制度です。上記のような法律上の効果は発生せず、宣誓・届出により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q：法的効果が発生しないのに、なぜこの制度を導入するのでしょうか？

本制度は、人生のパートナーとして歩む性的マイノリティのお二人の生活上の困りごとを軽減するなど、当事者の方々の暮らしやすい環境づくりにつなげるため、導入するものです。都は、本制度の導入も一つのきっかけとして、多様な性への理解が深まり、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会となることが大切であると考えています。

制度にまつわるQ&A

Q：制度導入に当たり、どのような経緯があったのでしょうか？

主な経緯は以下のとおりです。

令和3（2021）年6月 都議会において、制度創設に関する請願が趣旨採択

令和4（2022）年2月 制度素案の公表

令和4（2022）年2月中旬～同年4月中旬 パブリックコメント実施

令和4（2022）年5月 制度案及びパブリックコメント結果の公表

令和4（2022）年6月 都議会において、制度創設に係る条例改正案が可決

②性の多様性について

Q：多様な性とは何でしょうか？

「性のあり方（セクシュアリティ）」は、主に以下の4つの要素の組合せによって形づくられており、この組合せは多様となっています。

- ・「身体的性別（性に関する身体づくりや身体的・生物学的特徴など）」
- ・「性自認（自分の性をどう捉えているか）」
- ・「性的指向（恋愛感情がどの性別に向くか向かないか）」
- ・「性表現（言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現しているか）」

なお、本制度の対象となっている「性的マイノリティ」の方は、「性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者」としています。

Q：性的マイノリティの方々のみに配慮することは、 逆に差別の助長につながるのではないのでしょうか？

都は、人権尊重条例において「いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない」と明記しており、性的マイノリティの方に限らず、東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重されるよう取り組んでいます。

Q：性的マイノリティに「性自認」が含まれていることから、女性専用スペースでの犯罪が増加するなど社会が混乱する懸念はないでしょうか？

人権尊重条例において、性自認とは「自己の性別についての認識のこと」と定義しております。

本制度は、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人から、パートナーシップ関係にあることの宣誓・届出をいただき、届出を受理したことを証明するもので、お二人がパートナー同士で生活していく上での不便の軽減などを目的としており、個々人の性自認や性的指向を証明するものではありません。

一方で、性自認に関しては、当事者の方々が望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じられる等、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面している現状があります。都は引き続き、様々な現場において、それぞれの実態と施策目的を踏まえながら、どのような配慮や工夫が可能であるかについて、個別具体的に検討してまいります。

なお、犯罪行為については上記とは別の問題であり、容認されるものではありません。

③制度への理解・協力について

Q：自分は性的マイノリティではありませんが、この制度によって何か影響はありますか？

人口の約5～10%が性的マイノリティに該当するとの調査結果もあることから、職場や知人、友人、家族という日々の関係において、誰もが性的マイノリティの方々に接している可能性があります。このことを知り、意識していただくことや、その他性的マイノリティの方々に対する理解と支援のために、できることはたくさんあります。

また、職場等において、パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示を受けられた際は、本制度の趣旨を踏まえたご対応にご協力いただきますようお願いいたします。

Q：この制度への協力は義務なのでしょうか？

義務ではありません。本制度の趣旨を踏まえたご協力をお願いするものです。